

旭川医科大学病院放射線障害予防細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和5年9月1日学長裁定)

旭川医科大学病院放射線障害予防細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院放射線障害予防細則（平成16年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略) (場所についての測定)</p> <p>第13条 規程第33条に規定する測定の項目及び場所は、別表第3のとおりとする。</p> <p><u>2 規程第33条第3項第5号に規定する校正等の記録は、別に定める校正等記録簿によるものとする。</u> (新設)</p> <p><u>3 規程第33条第6項に規定する測定結果の記録は、別に定める線量当量率測定記録簿及び表面汚染密度測定記録簿によるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年10月1日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正に対応するため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略) (場所についての測定)</p> <p>第13条 規程第33条に規定する測定の項目及び場所は、別表第3のとおりとする。</p> <p><u>2 規程第33条第6項に規定する測定結果の記録は、別に定める線量当量率測定記録簿及び表面汚染密度測定記録簿によるものとする。</u></p> <p>(略)</p>